

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 4 号

## 川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条に次の 1 項を加える。

3 市長は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」という。）により第 1 項第 1 号に該当する者となったことが、次に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、前 2 項の規定にかかわらず、職権により市民税を減免することができる。

(1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 第 1 項の規定による同項に規定する罹災証明書の交付

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定による災害弔慰金の支給

第 49 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 市長は、特定非常災害により第1項第1号に該当する固定資産となったことが、第34条第3項第1号に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、職権により固定資産税を減免することができる。

第93条の2の8に次の1項を加える。

3 市長は、特定非常災害により第1項の規定に該当する者となったことが、第34条第3項第1号に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、前2項の規定にかかわらず、職権により特別土地保有税を減免することができる。

第93条の17に次の1項を加える。

3 市長は、特定非常災害により第1項の規定に該当する者となったことが、第34条第3項第1号に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、前2項の規定にかかわらず、職権により事業所税を減免することができる。

附則第8項の見出し中「、附則第15条の8及び附則第15条の9の3」を「等」に改め、同項中「及び附則第15条の9の3」を「、附則第15条の9の3及び附則第15条の11」に改め、同項第3号中「附則第15条第14項本文」を「附則第15条第13項本文」に改め、同項第4号中「附則第15条第14項ただし書」を「附則第15条第13項ただし書」に改め、同項第5号中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同項第6号中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同項第7号中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同項第8号中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同項第9号中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同項第10号中「附則第15条第23項

第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同項第11号中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項第12号中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「14分の11」を「2分の1」に改め、同項第13号中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に、「12分の7」を「2分の1」に改め、同項第14号中「附則第15条第25項第4号」を「附則第15条第24項第4号」に、「3分の1」を「12分の7」に改め、同項第15号中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項第16号中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項第17号中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項第18号中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項第19号中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項第20号中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項に次の1号を加える。

(23) 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合 3分の1  
附則第11項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「の改修実演芸術公演施設」を「の改修特別特定建築物」に、「当該改修実演芸術公演施設」を「当該改修特別特定建築物」に改める。

附則第25項の前の見出し中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改める。

附則第26項中「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第27項を削る。

附則第 28 項の前の見出しを削り、同項中「附則第 25 項から前項まで」を「前 2 項」に改め、同項を附則第 27 項とし、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の賦課徴収の特例）」を付する。

附則第 29 項を附則第 28 項とし、附則第 30 項を附則第 29 項とし、附則第 31 項を附則第 30 項とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（減免に関する経過措置）

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第 34 条第 3 項、第 49 条第 4 項、第 93 条の 2 の 8 第 3 項及び第 93 条の 17 第 3 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に発生する特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に係る減免について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

3 新条例附則第 8 項第 11 号から第 14 号までの規定は令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について、同項第 23 号の規定は同年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

4 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改

修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、  
なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 6 新条例附則第25項及び第26項の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。